令和7年度から多子世帯の学生に対して、大学等の授業料及び入学金を、国が定める一定額まで、所得制限なく無償(減額)とすることとなっております。

○開始時期・・・令和7年度から

○多子世帯の要件・・・扶養する子が3人以上いる世帯であること

○支 援 額・・・現行の第Ⅰ区分の授業料等減免額と同額

※授業料が全額無償化される制度ではありません。

※本学では授業料以外(教育充実費、実験実習費、厚生費)は、 全額ご負担いただく必要があります。

○所 得 制 限・・・なし

○学業成績の要件・・・現行制度と同じ

現時点で公表されている情報に限りがございますので、その他、詳細については、以下のリンク先(文部科学省 HP)をご確認くださいますよう、お願いいたします。新しい情報が入り次第、改めてお知らせいたします。

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

- ※多子世帯の授業料等減免を受ける場合は、本学が指定する期間内に日本学生支援機構 の給付奨学金を申請していただき、「多子世帯」に該当するかどうか審査を受ける必要 があります。(本学が審査(判定)するわけではありません。)
- ※学生の学業成績や学習意欲も審査対象となります。(子3人以上いるから、無条件で多子世帯の支援を受けられるというわけではありません。)
- ※本学では、令和7年3月下旬頃からの募集を予定しておりますが、多少前後する場合がありますので、ご注意ください。なお、募集のお知らせにつきましては、準備が整い次第、本学内の学生掲示板を通じて、周知いたしますので、学生の皆さんは、各自掲示板を確認の上、申請時期を見逃さないようご注意ください。

申請時期:令和7年3月下旬~4月頃(予定)

決定時期:令和7年6月~8月頃(予定)

- ※正式に多子世帯に該当することが決定するまでは、授業料等減免の支援を受けることができません。そのため、本学では、一度、学生納付金(授業料・教育充実費・実験実習費・厚生費)を納付していただき、支援決定後、納付済みの学生納付金の中から、授業料等減免額分をお返しすることとしておりますので、予めご了承願います。
- ※多子世帯の支援が決定しても、在学期間中支援を受け続けられるというわけではありません。(支援を受け続けるための基準があります。)
- ※多子世帯の支援を受け続けるためには、毎年、「適格認定(家計)」及び「適格認定(学業)」を受け、双方の基準を満たしていなければいけません。(どちらか一方だけでは支援を受け続けることはできません。)

適格認定(家計):扶養する子の数が3人以上いるかどうかを審査

適格認定(学業):学業成績が一定の基準を上回っているかどうかを審査